

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項

食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館

2019年4月～2022年3月

千葉県栄町

目 次

1	はじめに	1
1-1	指定管理者の募集	1
1-2	設置目的	1
2	募集対象施設	1～2
2-1	所在及び名称	1
2-2	施設概要	1
2-3	各施設の運用目的	2
2-4	開館時間、休館日等	2
3	業務区分、内容	3
3-1	業務区分	3
3-2	業務内容	3
3-3	業務内容の提案	3
4	指定期間	3
5	経理に関する事項	4
5-1	収入として見込めるもの	4
5-2	指定管理者に関する収入・支出条件	4
6	自主事業	4
7	リスク分担	5
8	申請手続き	5～7
8-1	申請対象者	5
8-2	申請書類	6
8-3	募集関連	6～7
9	選定方法等	7
10	選定結果の通知	7
11	事業評価等	8
11-1	評価基準値	8
11-2	モニタリング調査の実施	8
11-3	事業計画書記載事項が達成できなかった場合の措置	8
12	施設管理運營業務仕様	8～11
12-1	共通事項	8～9
12-2	管理者と職員などの適正な配置	9
12-3	災害及び事故等発生時の対応	9
12-4	他の指定管理者との連携協力	9
12-5	食の文化館	9～10
12-6	物産館	10

目 次

1 2 - 7 交流館	1 0
1 2 - 8 コスプレの館	1 0
1 2 - 9 その他の管理用地	1 1
1 3 指定管理契約について	1 1
1 3 - 1 契約	1 1
1 3 - 2 期間が満了に伴う業務の引継ぎ	1 1
1 3 - 4 業務委託等	1 1
1 4 その他	1 1 ~ 1 2
1 4 - 1 町からの要請、協力依頼等	1 1
1 4 - 2 損害賠償	1 1
1 4 - 3 業務不履行時の処理	1 2
1 4 - 4 管理が困難になった場合の処置	1 2
1 4 - 5 法令順守	1 2
1 4 - 5 文書保管	1 2
1 4 - 6 文書保管	1 2
1 5 申請書類等	1 3 ~ 1 9
別添資料 1 (ドラムの里指定管理者管理用地)	2 0
別添資料 2 (年間定量目標値に対するペナルティ基準)	2 1

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

1 はじめに

1-1 指定管理者の募集

栄町観光拠点『ドラムの里』の管理運営にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項およびドラムの里の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき指定管理者の募集を行います。（8申請手続き参照）

1-2 設置目的

町は、観光振興を推進するため、多くの観光客が集まり、食事と地場産品も含めた買物やイベントを楽しむことができ、栄町全体の観光案内を受けられるとともに、地域住民が利用し、買物、食事、レクリエーション等を楽しむことができる観光拠点施設として、千葉県内観光の有数な施設である千葉県立房総のむらの隣接地に、ドラムの里を設置する

（ドラムの里の設置及び管理に関する条例第1条）

2 募集対象施設

2-1 所在及び名称

所在 千葉県印旛郡栄町龍角寺1039番1

名称 ドラムの里

2-2 施設概要

（1）管理運営する施設は次のとおりです。

	施設名【床面積】 (H30年9月現在の表記上の名称)	管理範囲・施設構成等	その他
①	食の文化館【140㎡】 (農家レストラン ゆめテラス)	厨房・フロア・トイレ等	
②	物産館【143㎡】 (銘品店 龍の市庭)	売り場・作業所	
③	交流館【87㎡】	交流室・和室・事務所（現在 テイクアウト店）・トイレ	交流室は貸出可能
④	コスプレの館【250㎡】	2階建て 衣装展示・ショッ プスペース・着替えスペース・シャワールーム・トイレ	
⑤	屋外スペース	ウッドデッキ・休憩スペース	
⑥	駐車場	関係者及び利用者用	EVquick 充電器 有り（管理外）
⑦	管理用地	※別添資料1参照	
⑧	その他	敷地内に公衆無線 LAN 設置	

※各施設に付帯する設備等は契約書に記載する。

（2）その他

情報館【15㎡】（現栄町観光案内所）は、管理施設から除外して別に募集します。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

2-3 各施設の運用目的

施設名	運用目的
食の文化館	来場者への飲食サービス 地域食文化の継承及び提供 地元食材の消費拡大 等
物産館	地域農産物等の展示販売 等
交流館	地域間の交流拠点となっていますが、コスプレの館や食の文化館、物産館などの効果を高めるような利用方法も可能です。どのように活用するのか提案ください。(3-3) ※事務所スペースは、他の目的に使用することは可能です(現在、テイクアウト店として利用)が、室内に基幹設備(電気、消防、電話回線等)があるため、事前にご相談ください。
コスプレの館	町の国際観光拠点としての活用 和装コスプレ体験事業 日本文化体験の提供 訪日外国人向けインフォメーション機能 等
施設以外のスペース	周辺の広場を利用し、指定管理者自らが企画する事業 敷地内に植栽された桜を利用した集客 町や房総のむら等との連携した事業 等

2-4 開館時間、休館日等

1. 開館時間

- (1) 食の文化館…午前10時から午後5時まで
- (2) 物産館…午前10時から午後5時まで
- (3) 交流館…午前9時から午後5時まで
- (4) コスプレの館…午前9時から午後5時まで

※開館時間は、変更は可能ですのでご提案(3-3)ください。

2. 休館日

- (1) 月曜日
(但し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその翌日)
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで

(但し、指定管理者が特に必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる)

※現在は、房総のむらの開館日に合わせているため、年末年始の休館日は変更して運営されています。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

3 業務区分、内容

3-1 業務区分

ドラムの里は、施設ごとに用途の異なる複合施設となっていますので、指定管理者は下記のとおり包括的な管理を担います。

	施設名	管理・運営
①	食の文化館	○
②	物産館	○
③	交流館	○
④	コスプレの館	○
⑤	駐車場	別添資料1
⑦	屋外スペース	別添資料1
⑧	管理敷地	別添資料1
備考 ⑤～⑧については、情報館の指定管理者と分割管理となるため、その区分は別添資料1に記すとおり		

3-2 業務内容

設置目的を達成するため、指定管理者が行う基本的な業務内容は次のとおりです。

- (1) 町の観光客の集客に関すること。
- (2) 地域農産物その他の地場製品の販売及び活用に関すること。
- (3) 房総のむらや町内商業施設等との連携に関すること。
- (4) 成田国際空港や成田市等との広域観光施策の推進に関すること。
- (5) 成田空港に近いという立地条件を活かした訪日外国人を含む周辺旅行者の誘客に関すること。
- (6) ドラムの里の設置及び管理に関する条例及び施行規則に規定する施設等の利用許可や利用料金に関すること。
- (7) その他、施設管理運営業務仕様書（12-1～9）に定めた業務等。

3-3 業務内容の提案

ドラムの里の設置目的を達成するため、指定管理者候補者自らが業務の提案や条件等があれば、申請時に詳細な提案や条件を事業計画書（8-2）で提出してください。

4 指定期間

指定の期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までとします。

ただし、期間の途中であっても、管理を継続することが適当でないと認めるとき、または施設の管理の適正を期すうえで町が行う必要な指示に従わない場合は、指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

5 経理に関する事項

5-1 収入として見込めるもの

施設名	内容
食の文化館	全て指定管理者の収入になります。
物産館	全て指定管理者の収入になります。
交流館	テイクアウト店の収入 交流室を使った事業等での収入
コスプレの館	ア 衣装レンタル料金 イ ショップでの収入 ウ シャワー室の利用収入 エ フォトプリンターの収入 オ 更衣室・ロッカーのみの貸出し

コスプレの館は、運用目的（2-3）で示したとおり、和装コスプレ体験や、外国人が日本文化を体験できるなどの国際交流・国際観光の拠点として運用されるものです。

上記の事業で得た収入の他に、指定管理者が自ら実施する収益事業は事業計画書（8-2）で提案してください。

【コスプレの館補足事項】

- (1) 衣装レンタル料金を変更する場合には事前に町と協議が必要。
着物の着付け補助スタッフの雇用に関しては、町が可能な範囲で候補者を紹介します。
- (2) 販売用コスプレ衣装はその場で着付けサービスをすることも可。
- (3) ショップでは、『和』をイメージする品物を販売することとし、町と協議は要するが、特に制限はない。なお、地元の方が作った商品も扱うよう考慮してください。
- (4) シャワー室は1回20分200円以内としていますが、変更は可能です。
- (5) フォトプリンターのインク・印画紙は、2年間に限って町が支給する。
- (6) 衣装持参で更衣室及びロッカーのみの使用者から使用料を徴収することも可能。

5-2 指定管理者に関する収入・支出条件

- (1) 主たる事務所又は事業所の所在が町外の場合は、町に対し観光振興拠出金として10万円／月を納付すること。
- (2) コスプレの館の管理運営責任者の賃金として町が年間120万円を支払う。

6 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務（3-2）の実施を妨げない範囲で、自己の費用と責任において、自ら興行の企画・誘致・宣伝・物販事業等の自主事業を実施することにより収入を得ることが出来ますので、積極的に取組んでください。

なお、自主事業を実施する場合は、企画段階において町へ事業計画書を提出し、事前に承認を得ること。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

7 リスク分担

指定管理者と町とのリスク分担は、原則として次のとおりとする。

項 目	指定管理者	町
災害時の対応（利用者の安全確保、待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○	
事故、火災等による施設損害の回復	○ (自己の責に帰する場合)	○ (その他)
施設利用者の被災等に対する責任	○ (自己の責に帰する場合)	○ (その他)
利用者調整・利用者意見の対応	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人情報漏えい等による対応	○	
包括的な管理責任		○

8 申請手続き

今回の公募は、町長が指定管理者として最もふさわしいとされる候補者を決めるため、必要な書類を提出し、指定管理者選定委員会にて候補者を選定するものです。

その後、議会の議決を経て、あらためて指定管理者申請書を提出していただきます。

8-1 申請対象者

指定管理者候補者として応募できるものは以下の事業者及び団体とします。

(1) 応募資格等

- ◆町内に住所を置く法人その他の団体（個人の応募は不可）
- ◆日本国内に主な事業所を有する法人その他の団体とし、2018年4月1日より起算して1年前から次の事業のいずれかを行っている者（個人の応募は不可）
 - ア 年間20万人程度の利用者がある道の駅、その他類似の施設を他の地方自治体から指定管理又は委託を受けて管理運営している者
 - イ 年間20万人程度の利用がある観光施設を運営している者

(2) 欠格事項

- ア 当該法人の役員等(介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項第6号本文に規定する役員等をいう。)のうち、栄町暴力団排除条例(平成23年栄町条例第16号)第2条第3項に規定する暴力団員等(次号において「暴力団員等」という。)又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者のある者
- イ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ウ 宗教法人、政治活動団体

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

8-2 申請書類

番号	提出書類	備考
①	ドラムの里指定管理者候補者審査申請書	別記様式1
②	ドラムの里管理運営に関する事業計画書	別記様式2
③	ドラムの里管理運営に関する収支予算書	別記様式3
④	定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類	
⑤	登記事項証明書	法人の場合
⑥	役員の名義及び住所を記載した書類	法人以外の団体
⑦	申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類	
⑧	申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類	
⑨	過去の個別業務実績や収支決算書、業務委託契約や指定管理通知の写し等	
⑩	その他町長が必要と認める書類	

申請等に必要な書類は、13ページ～18ページを参照してください。

- (1) 施設の管理運営にあたり目標設定を事業計画書に記載してください。
目標設定は、評価基準値(11-1)参考としてください。
- (2) 事業計画書には、ドラムの里を効率的かつ魅力ある施設とし集客力を高めるための提案を積極的に記載してください。
- (3) 事業計画書の提案内容については、指定管理者と町が締結する協定書等に反映します。
- (4) 事業計画書の作成にあたり、申請書提出前に町に確認したい事項等がある場合には、事前に産業課まで相談してください。

8-3 募集関連

- (1) 募集期間 2018年10月1日(月)から2018年10月26日(金)まで
- (2) 受付時間
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合も期限必着とする。
- (3) 募集要項配布場所等
 - ア 栄町公式ホームページの「栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者の募集」のページ
 - イ 栄町産業課窓口
午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日を除く)
- (4) 提出先 栄町産業課産業振興班
〒270-1952 千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番
電話番号 0476-33-7713(直通)
0476-95-1111(代表)

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

(5) 提出方法

ア 産業課窓口へ持参するか書留による郵送とし、ファクシミリや電子メールは不可です。

イ 提出部数は正本1部、副本9部の計10部（正本の写し可）です。

(6) 申請に要する経費等

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。また、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(7) ヒアリングの実施

申請内容を確認するため、必要に応じヒアリングを実施します。この場合、あらかじめ、申請者に、期日、場所、時間等を通知しますので、ヒアリングに出席してください。

(8) 申請の無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

ア 申請方法を遵守しなかったとき

イ 申請書及び関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず、修正等の指示に従わなかったとき

ウ 虚偽の記載があったとき

エ ヒアリングに応じなかったとき

オ 申請者の財務状況が著しく悪いと認めたとき

カ その他、選定委員会が本要項に違反すると認めたとき。

9 選定方法等

ドラムの里の設置及び管理に関する条例第16条第3項により、指定管理者選定委員会において選定し、町長へ報告します。選定にあっては、別に定める審査基準での審査と、次にあげる要件を満たすものであることを確認します。

(1) 事業計画書によるドラムの里の運営が、町民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、ドラムの里の効用を最大限に発揮させ、栄町の地域活性化に可能な限り寄与するものであること。

(3) 利用者からの高い評価が得られる施設運営が行えること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

10 選定結果の通知

審査の結果は、応募者に通知しますが、町長が議会の議決を受けた後、指定管理者候補者に選定された者は、指定期日までにドラムの里指定管理者指定申請書【第11号様式】を提出してください。申請にあっては、提出書類（8-2）の②から⑨までは、既に提出されていますので⑩の書類提出の必要が無い場合は、申請書のみ提出してください。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

1.1 事業評価等

1.1-1 評価基準値

評価基準値は、指定管理期間中の年度毎に、施設の運営状況を客観的に評価するための値です。この基準値を参考に申請書類の事業計画書(8-2②)の目標値を設定してください。

項目	点数の範囲	基準値【 】は29年実績
食の文化館		
利用者数	5~30	年間の利用者数=50,000人【34,042人】
年間売上高	5~20	年間の売上高=39,000千円【26,607千円】
食材利用率	5~20	町内食材使用率=50%
物産館		
年間売上高	5~40	年間の売上高=100,000千円【60,617千円】
地元物産取扱率	5~30	自己搬入も含めた取扱率=50%
コスプレの館		
コスプレ体験者	5~40	年間の体験者数=3,000人【1,100人】
年間売上高	5~40	年間の売上高=5,000千円【1,737千円】
その他		
地元雇用	0~10	全体での地元雇用率=50%
継続雇用	0~10	現在の従業員の継続雇用率=50% ※指定管理者の勤務条件に合わず、従業員が断る場合はこの限りではない。
障害者雇用	0~5	雇用者数=1名以上 ※指定管理者の勤務条件に合わず、断る場合はこの限りでない。

1.1-2 モニタリング調査の実施

指定管理期間中に、事業計画書と毎月の実績数値、現地調査などをもとにモニタリング調査を実施します。調査の結果問題があると認められた場合は、改善指導等をする場合があります。

1.1-3 事業計画書記載事項が達成できなかった場合の措置

事業計画書等に記載される目標値及び提案内容については、指定管理者候補者としての選定を受けることを前提としています。

そこで、指定管理者が特段の事由がなく期間満了時及び指定管理期間途中において自らがたてた事業計画書に示す目標値を履行しなかったと認められるときは、別添資料2に定める基準によってペナルティを課します。

1.2 施設管理運営業務仕様

1.2-1 共通事項

- (1) コスプレの館の管理運営責任者の賃金として町が120万円を支払う。(5-2)
- (2) 施設及び施設に付帯して設置されている設備及び備品類についての貸付料は無料。
- (3) 施設や設備の経常的使用により発生する修繕又は改築、および備品の購入に要する経費は町の負担。

ただし、指定管理者の指定を受けた後に、当該指定管理者が自らの考えのもと、管理施設について増改築または備品の購入等を行おうとする場合には、指定管理者の負担において、当該施設の目的に反しないことを条件として、その帰属権も含めて町と協議し承認を得ることで行うことができます。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

- (4) 警備設備、消防設備の点検及び契約料については、町の負担。
- (5) 光熱費（施設全体の管理運営に要する水道料、電気代、ガス使用料、下水道使用料）は、指定管理者の負担。
- (6) 電話料、インターネット回線使用料は、指定管理者の負担。
- (7) 各施設で使用する設備の維持や清掃道具等に必要な消耗品は、指定管理者の負担。
- (8) 食品衛生の許認可に関する経費は、指定管理者の負担
- (9) 指定管理者の支出で得た設備等は、その帰属権をあらかじめ協議して指定管理期間終了時に決めたところへ帰す。
- (10) 施設の情報発信は、『ドラムの里公式ホームページ』を利用して積極的に行うこと。また、外部サイトなども有効に利用して誘客を図ること。
- (11) 管理用地内に設置してあるゴミ箱及び管理施設から出たゴミ等は事業所系ゴミとして指定管理者の負担で処分すること。
- (12) 毎月、月初めに各施設の実績（利用者数や売上等がわかるもの）を文書にて町に報告すること。

1 2 - 2 管理者と職員などの適正な配置

- (1) 指定管理者は、施設運営に支障のないよう各施設に適正な人数の職員を配置すること。なお、コスプレの館には、管理運営を行う責任者1名を配置すること。
- (2) 指定管理者は、統括管理者、防火管理者、個別施設の責任者を配置すること。
- (3) 統括管理者は、施設全体の統括と業務を管理し、従事者の指揮、監督、教育等を行うとともに、職員の融和を図り良好な職場環境を保持すること。
- (4) 防火管理者は、必ず1名を食の文化館に配置し消防計画を作成後、町消防本部へ提出すること。（写しを産業課へ提出する）
- (5) 個別施設の責任者は、各施設運営の実質責任者として、安全に運営すること。

1 2 - 3 災害及び事故等発生時の対応（7 リスク分担）

- (1) 施設内で、事件事故等が発生した場合は、その程度に応じた臨時の措置をとるとともに、直ちに統括管理者もしくは個別施設の責任者に報告し、その指示を受けること。
※程度に応じた措置とは、警察、消防、救急への通報等緊急を要す事項
- (2) 施設内で、災害発生による被害が発生した場合、来場者及び職員等の避難誘導・安全を確保したのち直ちに統括管理者もしくは個別施設の責任者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 統括管理者は、(1) 及び (2) の場合、被害状況や対応記録等を遅延無く町へ報告すること。

1 2 - 4 他の指定管理者との連携協力

指定管理者が2者以上の場合、両者で協力・連携してドラムの里の運用すること。

1 2 - 5 食の文化館

- (1) 施設の運用目的に合致した飲食のサービスを提供すること。
- (2) 飲食スペースとして、店内の他にウッドデッキの利用が可能。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項

—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

- (3) 配備済み厨房設備や客席スペース備品等以外に、指定管理者が必要と考える食器などの備品は自己で調達すること。
- (4) 地元食材を使用した商品を提供すること。(11-1)
- (5) トイレは、常に清潔に保つこと。
- (6) 食品衛生上、必要な処置は指定管理者で行うこと。

12-6 物産館

- (1) 施設の運用目的に合致した、物産販売をすること。
- (2) 配備済みの商品棚や冷蔵庫以外に、指定管理者が必要と考える備品は自己で調達すること。
- (3) 地元産の物産を取り扱うこと。(11-1)
- (4) 団体から使用申請があった場合、その許可事務と料金徴収をすること。(5-1)

12-7 交流館

- (1) 施設の運用目的または自己の提案に合致した運用をすること。
- (2) 交流室は、他団体から使用申請があった場合、その許可事務と料金徴収をすること。
(5-1)
- (3) 交流室や和室は、コスプレの館や食の文化館、物産館を補完する施設としても利用可能。
- (4) 事務所スペース(現キッチン設備)は、他の目的に使用する場合事前に提案すること。
※基幹設備(電源、電話、消防設備管制等)があるため、制限がかかる場合がある。
- (5) トイレは、常に清潔に保つこと。

12-8 コスプレの館

- (1) 和装コスプレ体験のための、衣装の管理に関すること。
(衣装購入については、町と事前協議が必要)
- (2) 着替えの為の補助スタッフは、団体受入可能な人数を確保すること。
- (3) 外国人客が利便性を考慮した館内サインの多言語表記をすること。
- (4) 有料・無料は問いませんが、外国人へのおもてなしとして日本文化体験を実施すること。(内容については、ご提案ください)
- (5) 地元住民製作のグッズを多く販売する工夫をすること。
- (6) デジタルサイネージ、フォトプリンターは有効利用すること。
- (7) シャワー室の使用申請があった場合、その許可事務と料金徴収をすること。(5-1)
- (8) トイレやシャワー室は、常に清潔に保つこと。
- (9) リバーサイドフェスティバルや産業祭り、少子化克服鍋まつりの際「出張コスプレの館」を実施すること。

【特記事項】外国人対応の為、当面の間コスプレ振興協議会から国際観光ボランティアを派遣しますので、受付カウンター内に待機できるようにしてください。また、現在組織化を計画中の(仮)栄町国際交流協会が設立した際には、町と協議したうえで対応すること。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

1 2 - 9 その他の管理用地

- (1) 交流館裏の花壇については、常に花を絶やさないような管理を行うこと。
- (2) 管理区域内の除草は年3回以上行い、常に良好な状態を保つこと。
- (3) 広場に設置する机やイスは、清掃等を行い常に良好な状態を保つこと。

1 3 指定管理契約について

1 3 - 1 契約

契約までの流れとして、申請手続き(8)で記載したとおり、議会の議決を経て正式に指定管理者とし認定されます。それから、町と指定管理の契約に向けて調整して契約書の作成に臨みます。

1 3 - 2 期間満了に伴う業務の引継ぎ

- (1) 指定期間前準備として、指定期間の始期から支障なく業務が実施できるよう、事前に必要な研修や現在の指定管理者との引き継ぎを行うこと。引き継ぎにかかる費用については、次期指定管理者の負担とする。
- (2) 指定管理の期間が満了した場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務遂行できるよう、業務の引き継ぎに協力するとともに、施設の管理運営に必要となる情報を速やかに提出すること。引き継ぎにかかる費用については、次期指定管理者の負担とする。
- (3) 備品については、次期指定管理者に対して町所有備品を引き渡すものとする。その際、町と指定管理者で所有を明確にした書類等を作成しておくこと。

1 3 - 3 業務委託等

指定管理者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、部分委託をしようとする場合は、町と協議し承認を受けた場合のみとする。

1 4 その他

1 4 - 1 町からの要請、協力依頼等

- (1) 町の定期監査・随時監査が実施される際、施設の管理運営及び施設の現状等に関する資料の作成及び現況調査等を求められた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (2) 指定管理の契約上、毎月の利用状況等に関する報告を求めるが、それ以外に町が必要とした報告等も迅速かつ誠実な対応を行うこと。

1 4 - 2 損害賠償

町は、万が一のトラブルの発生に備えるため火災保険・賠償責任保険(全国町村会総合賠償補償保険)に加入しているが、指定管理者の故意または過失によりその施設および設備、備品等を棄損し・滅失した時、もしくは利用者より訴訟等を起こされた場合、自己の責で対応するものとし、またはそれによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

リスク分担(7)表中に記載したリスクを参考に、必要と思われる保険には指定管理者の負担により加入すること。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

14-3 業務不履行時の処理

- (1) 指定管理後、施設管理運営業務仕様等(12)の条件を満たさない場合、または、明らかに利用者の利便性を損なう恐れがある場合に、町は指定管理者に対して業務改善指示を行うことができる。
- (2) 町は、指定管理者が上記指示に従わないときは、期間を定めた管理業務の全部もしくは一部の停止、または、指定を取り消すことができる。

14-4 管理が困難になった場合の処置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難となったと認められる場合、または指定管理者の財政状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合に町は指定管理者の指定を取り消すことができる。

14-5 法令順守

指定管理者は、次にあげる町の条例の他、法律や条例にのっとり施設運営すること。

- (1) ドラムの里の設置及び管理に関する条例
- (2) ドラムの里の設置及び管理に関する施行規則
- (3) 栄町個人情報保護条例

14-6 文書保管

指定管理者は、業務上作成された文章およびデータ等を作成当該年度から起算して、最低10年間は正確に保管し、町から資料提供があったときに直ちに提出できるよう整備しておくこと。

15 申請書類等

(13ページ～18ページ)

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

別記様式 1

年 月 日

栄町長 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名 印
電話番号

ドラムの里指定管理者候補者審査申請書

ドラムの里の指定管理者候補者の審査を受けたいので、ドラムの里指定管理者候補者募集要項の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- 4 法人にあっては、登記事項証明書
- 5 法人以外の団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 6 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
- 7 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- 8 その他町長が必要と認める書類

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

別記様式 2

ドラムの里運営に関する事業計画書

(1) 申請者の情報

団体等の名称	
団体等の所在地	
代表者名	
電話番号	
ファックス番号	
Eメールアドレス	

(2) 現在運営している類似施設に関する事項

施設名	所在地	主な業務内容	運営期間
			開始： 年 月 終了： 年 月
			開始： 年 月 終了： 年 月
			開始： 年 月 終了： 年 月

(3) 団体等に関する事項

経営方針	別添の定款、規約等に記載
財務及び財産の状況	別添の財務諸表等、財務の状況を示す書類に記載
役員数	別添の役員名簿に記載
会員数又は従業員数	
事業実績	別添の事業報告書等の業務内容を示す書類に記載

(4) 施設ごとの運営に関する事項

○食の文化館の運営に関する事項

項目	設定値及び提案事項	設定値及び提案事項の説明・内容
年間利用者	利用者数 (H29年度=34,042人) 目標＝ 人	
年間売上高	年間の売上額 (H29=26,607千円) 目標＝ 千円	
地元産食材の利用	町内食材利用率 %	
運営上の提案	運営目標を達成するための運営に関する提案	

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

○物産館の運営に関する事項

項目	設定値	設定値及び提案事項の説明・内容
年間売上高	年間の売上額 (H29=60,617 千円) 目標＝ 千円	
手数料	町内外の物産を取り扱う 場合の手数料 手数料＝ %	
地元物産取扱率	地元物産品の販売率 %	
運営上の提案	運営目標を達成するための 運営に関する提案	

○交流館の運営に関する事項

項目	設定値及び提案事項	設定値及び提案事項の説明・内容
運営上の提案	運営目標を達成するための 運営に関する提案	

○コスプレの館の運営に関する事項

項目	設定値及び提案事項	設定値及び提案事項の説明・内容
運営目標	コスプレ体験者数 (H29 年度=1,100 人) 目標＝ 人	
年間売上高	年間の売上額 (H29=1,737 千円) 目標＝ 千円	
運営上の提案	運営目標を達成するための 運営に関する提案	

(5) 環境整備

項目	設定値	設定値及び提案事項の説明・内容
清掃、除草等の管理	日常の衛生管理、清掃・ 除草等の管理	
花壇整備	年間をとおした周辺花壇 の計画的な整備及び管理	

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
 —食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

(6) 組織・経営に関する事項

管理運営に対する経営方針
管理運営に係る収支予算書（別記様式3に記載）
管理運営の組織及び体制
緊急時適応力
実績

(7) その他

相互連携（他の組織、会社等との連携）
広報・PR 活動
イベント及び自主事業
施設外活動（他の団体等のイベントや町外で行われるイベントへの参加等）

(8) 雇用等に関する事項

項目	設定値	設定値及び提案事項の説明・内容
地元雇用	地元雇用率 %	
継続雇用 ドラムの里で雇用している者の継続雇用に関する考え方	継続雇用率 %	
障害者雇用	雇用者数 %	

(9) 指定管理者候補者からの提案・条件等

①提案内容

提案事業名	提案を実施するために必要な事項

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

提案事業名	提案を実施するために必要な事項

②条件内容

条件事項	条件の内容

※各項目は必要に応じて幅を広げる等してください。

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

別記様式3

ドラムの里管理運営に関する収支予算書

収入の部

項 目	金 額	内 訳 等
計		

支出の部

項 目	金 額	内 訳 等
計		

収支計

収入－支出＝	円	
--------	---	--

栄町観光拠点『ドラムの里』指定管理者候補者募集要項
—食の文化館・物産館・交流館・コスプレの館—

別記様式 4

年 月 日

様

栄町長 岡田 正市

ドラムの里指定管理者候補者審査結果について

年 月 日付で提出していただいたドラムの里指定管理者候補者審査申請書について、ドラムの里指定管理者選定委員会において審査した結果、下記のとおり通知いたします。

記

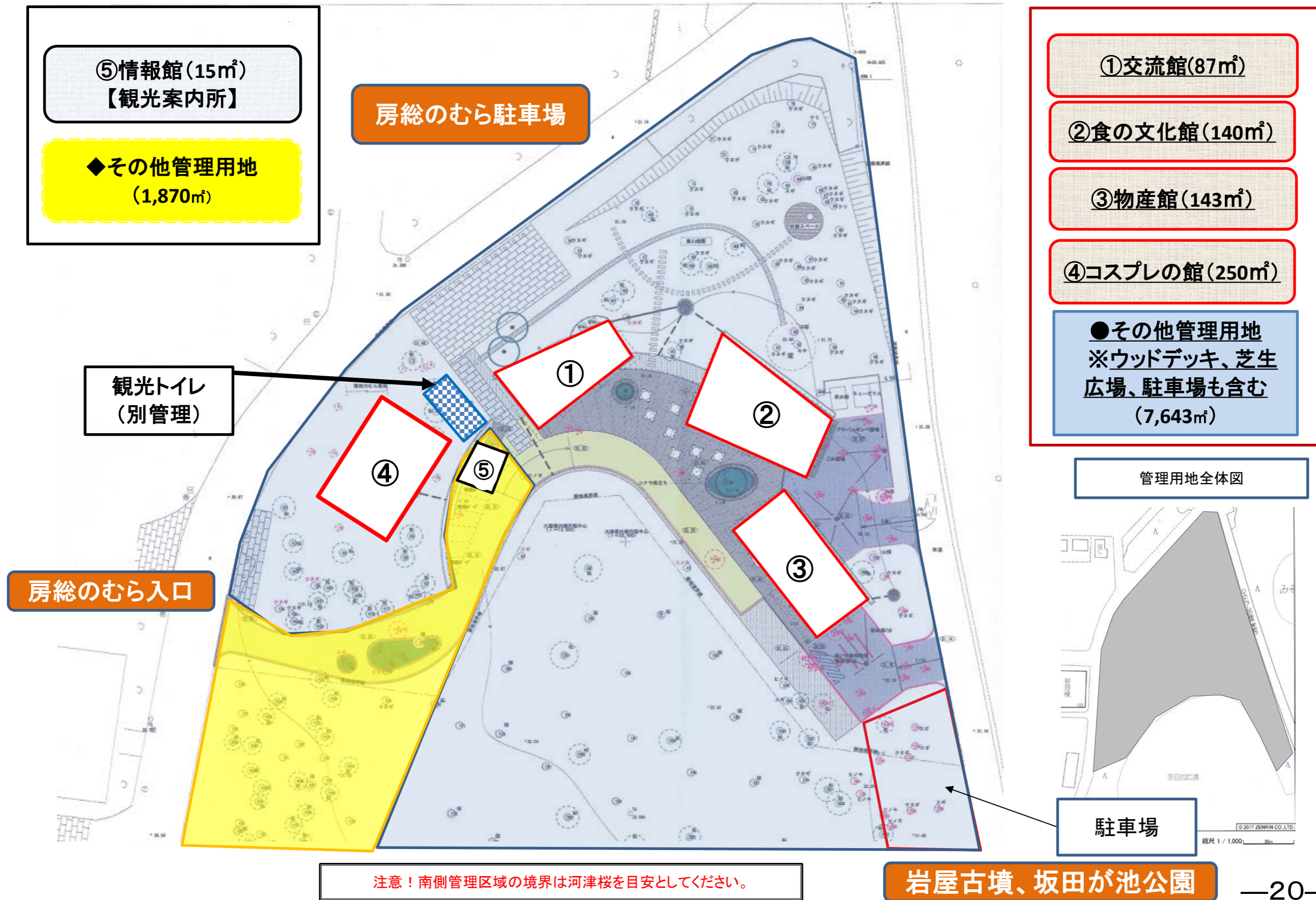
結果

○御社につきましてはドラムの里指定管理者候補者の資格を有すると認められました。
つきましては、 月 日までに次にあげる書類を提出してください。

1. ドラムの里指定管理者指定申請書

○御社につきましてはドラムの里指定管理者候補者の資格を有しないと認められました。

ドラムの里 指定管理者管理用地



別添資料 2

年間定量目標値に対するペナルティ基準

指定管理者が特段の事由がなく期間満了時及び指定管理期間途中において自らがたてた事業計画書に示す目標値を履行しなかったと認められるときは、次に定める基準によって評価します。

審査の結果、審査基準点（250点）に対し50点以上減点となった場合、減点数が51点から1点につき1万円を町に納入することとします。

【例】 55点の減点の場合… 55点-50点=5点 5万円の納付

なお、特段の事由については、町長が認めた場合に限ります。

●年間定量目標値に対するペナルティ基準

定量目標項目	ペナルティ基準点 (250点)	目標値に対する増減割合を1%につき1点とし基準点との差によりペナルティが課されます。 【計算例】
食の文化館		① 食の文化館：利用者数実績（目標値 50,000 人） 45,000 人⇒△5,000 人⇒目標値の 10%減=△10 点 審査基準点数 30 点-10 点=20 点
利用者数	30	
年間売上高	20	② 物産館：年間売上高①実績（目標値 100,000 千円） 110,000 千円⇒+10,000 千円=10%=10 点 審査基準点数 40 点+10 点=50 点
食材利用率	20	
物産館		③ コスプレの館：年間体験者数（目標値 3,000 人） 2,400 人⇒△600 人⇒目標値の 20%減=△20 点 審査基準点数 40 点-20 点=20 点
年間売上高	40	
地元物産取扱率	30	④ 他の項目は基準値とおりの場合 20+20+30+40+10+10+10=140 点 合計 20+50+20+140=230 点（基準点 250 点）
コスプレの館		
コスプレ体験者	40	※△50 点以内の為納入金無し ※基準点を超えても指定管理料などの支払いはありません
年間売上高	40	
その他		
地元雇用	10	
継続雇用	10	
障害者雇用	10	

※特段の事由とは

1. 震災その他の自然災害により、施設が損壊し修繕に期間を要し、通常の営業に支障を及ぼした場合
2. 震災その他の自然災害により、交通機関、交通網が寸断するなどにより、通常の営業に支障を及ぼした場合
3. 社会経済情勢が大きく減退するなど、社会的要因により周辺施設や周辺地域全体的に集客力が低下した場合
4. その他、外部要因が大きく作用し、計画を実現するための活動が十分に機能できなかった場合など、自助努力による目標達成が困難な事案が発生した場合